

厚別副都心地区屋外案内板ユニバーサルデザイン化業務 仕様書

1 業務名

厚別副都心地区屋外案内板ユニバーサルデザイン化業務

2 業務目的

本業務は、大規模複合開発が行われた厚別副都心地区の更なる活性化を図るため、屋外案内板のユニバーサルデザイン化を行い、年齢の違いや障がいの有無等に関わらず全ての人が周遊しやすい環境を整備することを目的とする。

3 業務期間

契約日から令和7年2月28日まで

4 業務内容

受託者は以下の業務を実施する。

(1) 概要

ア 地図サイン及び誘導サインの製作を行う。

イ 製作した地図サイン及び誘導サインをもとに案内板の製造及び既設案内板に貼り付けるシートの製作を行う。

ウ 製造した案内板設置及び製作したシートの貼り付けを行う。

(2) 台数及び設置場所（別紙1「位置図」参照）

以下に設置している13台（案内板の貼付7台、シートの貼付6台）

札幌市厚別区厚別中央1条5丁目、2条5丁目、2条6丁目

(3) 業務の詳細

本仕様書が指す言葉の定義は別紙2のとおりとする。

ア 地図サイン及び誘導サインの製作

(ア) 案内板所在地を地図の中心とした地図表記データの製作を行う。

(イ) 地図表記の表示範囲は1辺がおよそ1.5kmの正方形とする。

(ウ) 地図の向きは案内板と正対する方角が地図上部とすること。

(エ) 案内板上部中央にW130mm×H130mmの「①」マークを記載すること。

(オ) 地図サイン及び誘導サインに掲載する施設名（日本語表記）は委託者より提供するが、施設名（外国語（英語、ハングル、中国語（簡体字））表記）及び地図表記は新たに受託者が作成すること。なお、外国語表記については、札幌市の外国語表記ガイドライン（<https://www.city.sapporo>）

jp/kokusai/publications.html) を遵守すること。

(カ) 地図サインの記載内容及びデザインは地下鉄 7 番出口に設置している案内板 (別紙 3 参照) に準拠すること。

(キ) 建物表記においてエレベーターの行先がわかるように記載すること。

(ク) 作成に当たっては本市が作成した「広報に関する色のガイドライン改訂版」(<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/>) を参考とし、誰にとっても見やすく、分かりやすい案内板となるよう配慮すること。

(ケ) 作成に当たっては、本市が作成した「新さっぽろ駅周辺地区景観まちづくり指針」(<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/machizukuri/katudou/shinsapporo.html>) に即し、広告物・案内サインは周辺の景観に配慮した色彩とし、質の高いデザインとなるようにすること。

(1) 校正回数は 2 回とする。

イ 案内板の製造及びシートの製作

仕様については別紙 4 「各案内板の製造及びシートの仕様について」を参照。

ウ 製造した案内板の設置及び製作したシートの貼り付け

(ア) 3 面案内板及び 2 面案内板は製造した案内板を既設案内板表示面の上から貼り付け、耐用年数 5 年以上を満たす方法で固定すること。

(イ) 1 面案内板は既存案内板の表示面 (W600 mm×H1700 mm) のシート剥離後に製作した地図表記シートを案内板中央、建物表記シートを地図標記の上下に貼り付けること。

5 提出書類等

(1) 契約締結後は速やかに下記の書類を提出すること。

業務工程表：1 部

(2) 業務完了後は速やかに下記の書類を提出すること。

ア 業務完了届：1 部 (委託者が指定する様式)

イ 業務報告書：1 部 (設置前後の写真を添付した A4 版ファイル綴及び電子データ)

ウ 作成した地図サイン及び誘導サインのデザインデータ (AI データ)

6 所有権等

(1) 本業務による成果品は委託者の所有とし、札幌市の承諾を得ないで他に公表、貸与又は使用してはならない。ただし、市販品や受託者保有のソフトウェア部分

は除く。

- (2) 本業務による成果品の著作権（著作権法第 27 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）及び著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）は札幌市に帰属するものとする。ただし、市販品や受託者が開発し、汎用的に使用しているソフトウェア・ハードウェア部分は除く。
- (3) 受託者は、札幌市に対し、受託者が成果物を創作したことが第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 受託者は、札幌市に無償提供した著作権及び札幌市が提供するデータ等を札幌市の許可なく第三者に譲渡しないこととする。

7 その他

- (1) 以下のとおり委託者と打合せを行うこと。
 - ア 業務着手時
 - イ 作製データ校正時
 - ウ 施工前
- (2) 作業の実施にあたっては、通行人・通行車両等の安全を図るため作業範囲を明確に表示・区画した上、事故防止に努めること。また、作業中に被害を及ぼした場合は、受託者の責任において誠実に対応すること。
- (3) 業務履行にあたり、道路使用許可等の法令上必要な申請は、受託者で申請手続きを行い、その費用も負担すること。
- (4) 業務履行にあたり、必要であればサイン周辺及び本体へ養生を行うこと。また、作業によって周辺及び本体へ故障、破損、変質等を生じさせた場合は速やかに委託者へ報告の上、受託者の責任において原状回復作業を行うこと。
- (5) 業務の履行にあたっては、関係法令及び本市環境マネジメントシステム等を遵守し、適正かつ円滑に業務を実施すること。
- (6) 業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- (7) 成果物が本仕様書に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

8 問い合わせ先

札幌市厚別区市民部地域振興課 担当：古関

〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2

電話：011-895-2442 Email：at.machizukuri@city.sapporo.jp

厚別副都心地区屋外案内板ユニバーサルデザイン化業務 屋外案内板位置図

①ホテルエミシア札幌前（厚別中央2条5丁目）



③地下鉄7番出口前（厚別中央1条6丁目）



②地下鉄9番出口前（厚別中央2条6丁目）



④地下鉄8番出口前（厚別中央2条5丁目）



厚別副都心地区屋外案内板ユニバーサルデザイン化業務 屋外案内板位置図

⑤地下鉄6番出口前（厚別中央2条5丁目）



⑦地下鉄3番出口前（厚別中央2条5丁目）



⑥駅前広場（厚別中央2条5丁目）



⑧地下鉄4番出口前（厚別中央1条5丁目）



厚別副都心地区屋外案内板ユニバーサルデザイン化業務 屋外案内板位置図

⑨厚別区体育館前（厚別中央2条5丁目）



⑩科学館公園（厚別中央2条5丁目）



⑪地下鉄2番出口前（厚別中央2条5丁目）



⑫地下鉄1番出口前（厚別中央2条5丁目）



厚別副都心地区屋外案内板ユニバーサルデザイン化業務 屋外案内板位置図

⑬厚別区役所前（厚別中央2条5丁目）



【言葉の定義】



業務名 厚別副都心地区屋外案内板ユニバーサルデザイン化業務

< 3面案内版 >

【現行】

地図サイン
(900×900)

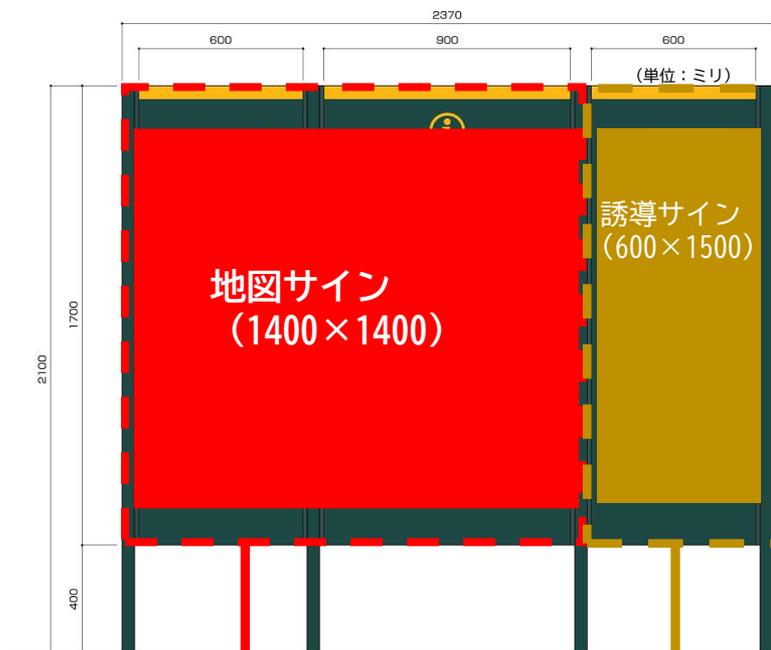
誘導サイン×2
(600×900)



【業務実施後】

地図サイン
(1400×1400)

誘導サイン
(600×1500)



案内板 (左面)
(1575×1700)

案内板 (右面)
(600×1,700)

【現行】 誘導サイン
(600×900)

地図サイン
(900×900)

【業務実施後】



案内板
(1575×1700)

【現行】

誘導サイン
(600×900)



地図サイン
(600×600)

【業務実施後】



案内板
(600×1,700)



(別紙4)「各案内板の製造及びシートの仕様について」

- 1 ホテルエミシア札幌前（厚別中央2条5丁目）（「位置図」のうち①）
 - (1) 表示面サイズ：W1575 mm×H1700 mmの案内板（左面）を製造し、W1400 mm×H1400 mmの地図サインをカラー印刷すること。
 - (2) 表示面サイズ：W600 mm×H1700 mmの案内板（右面）を製造し、W600 mm×H1400 mmの誘導サインをカラー印刷すること。
 - (3) 案内板は耐用年数5年以上を満たす基材とすること。
 - (4) 地図サイン及び誘導サインは耐用年数5年以上を満たす基材及び方法で印刷すること。
 - (5) 誘導サインの施設名は委託者が指定する。

- 2 地下鉄9番出口前（厚別中央2条6丁目）（「位置図」のうち②）
 - (1) W600 mm×H600 mmの地図表記のシートを製作すること。
 - (2) W600 mm×H300 mmの建物表記のシートを製作すること。
 - (3) シートは耐用年数5年以上を満たす材料及び方法で地図サインをカラー印刷すること。

- 3 地下鉄7番出口前（厚別中央1条6丁目）（「位置図」のうち③）
 - (1) 表示面サイズ：W1575 mm×H1700 mmの案内板を製作し、W1400 mm×H1400 mmの地図サインをカラー印刷すること。
 - (2) 案内板は耐用年数5年以上を満たす基材とすること。
 - (3) 地図サインは耐用年数5年以上を満たす基材及び方法で印刷すること。

- 4 地下鉄8番出口前（厚別中央2条5丁目）（「位置図」のうち④）
 - (1) W600 mm×H600 mmの地図表記のシートを製作すること。
 - (2) W600 mm×H300 mmの建物表記のシートを製作すること。
 - (3) シートは耐用年数5年以上を満たす材料及び方法で地図サインをカラー印刷すること。

- 5 地下鉄6番出口前（厚別中央2条5丁目）（「位置図」のうち⑤）
 - (1) W600 mm×H600 mmの地図表記のシートを製作すること。
 - (2) W600 mm×H300 mmの建物表記のシートを製作すること。
 - (3) シートは耐用年数5年以上を満たす材料及び方法で地図サインをカラー印刷すること。

6 駅前広場（厚別中央2条5丁目）（「位置図」のうち⑥）

- (1) 表示面サイズ：W1575 mm×H1700 mmの案内板（左面）を製造し、W1400 mm×H1400 mmの地図サインをカラー印刷すること。
- (2) 表示面サイズ：W600 mm×H1700 mmの案内板（右面）を製造し、W600 mm×H1400 mmの誘導サインをカラー印刷すること。
- (3) 案内板は耐用年数5年以上を満たす基材とすること。
- (4) 地図サイン及び誘導サインは耐用年数5年以上を満たす基材及び方法で印刷すること。
- (5) 誘導サインの施設名は委託者が指定する。

7 地下鉄3番出口前（厚別中央2条5丁目）（「位置図」のうち⑦）

- (1) W600 mm×H600 mmの地図表記のシートを製作すること。
- (2) W600 mm×H300 mmの建物表記のシートを製作すること。
- (3) シートは耐用年数5年以上を満たす材料及び方法で地図サインをカラー印刷すること。

8 地下鉄4番出口前（厚別中央1条5丁目）（「位置図」のうち⑧）

- (1) 表示面サイズ：W1575 mm×H1700 mmの案内板（左面）を製造し、W1400 mm×H1400 mmの地図サインをカラー印刷すること。
- (2) 表示面サイズ：W600 mm×H1700 mmの案内板（右面）を製造し、W600 mm×H1400 mmの誘導サインをカラー印刷すること。
- (3) 案内板は耐用年数5年以上を満たす基材とすること。
- (4) 地図サイン及び誘導サインは耐用年数5年以上を満たす基材及び方法で印刷すること。
- (5) 誘導サインの施設名は委託者が指定する。

9 厚別区体育館前（厚別中央2条5丁目）（「位置図」のうち⑨）

- (1) W600 mm×H600 mmの地図表記のシートを製作すること。
- (2) W600 mm×H300 mmの建物表記のシートを製作すること。
- (3) シートは耐用年数5年以上を満たす材料及び方法で地図サインをカラー印刷すること。

10 地下鉄2番出口前（厚別中央2条5丁目）（「位置図」のうち⑩）

- (1) 表示面サイズ：W1575 mm×H1700 mmの案内板（左面）を製造し、W1400 mm×H1400 mmの地図サインをカラー印刷すること。
- (2) 表示面サイズ：W600 mm×H1700 mmの案内板（右面）を製造し、W600 mm×H1400

厚別副都心地区屋外案内板ユニバーサルデザイン化業務

mmの誘導サインをカラー印刷すること。

- (3) 案内板は耐用年数 5 年以上を満たす基材とすること。
- (4) 地図サイン及び誘導サインは耐用年数 5 年以上を満たす基材及び方法で印刷すること。
- (5) 誘導サインの施設名は委託者が指定する。

11 科学館公園（厚別中央 2 条 5 丁目）（「位置図」のうち⑪）

- (1) 表示面サイズ：W1575 mm×H1700 mmの案内板（左面）を製造し、W1400 mm×H1400 mmの地図サインをカラー印刷すること。
- (2) 表示面サイズ：W600 mm×H1700 mmの案内板（右面）を製造し、W600 mm×H1400 mmの誘導サインをカラー印刷すること。
- (3) 案内板は耐用年数 5 年以上を満たす基材とすること。
- (4) 地図サイン及び誘導サインは耐用年数 5 年以上を満たす基材及び方法で印刷すること。
- (5) 誘導サインの施設名は委託者が指定する。

12 地下鉄 1 番出口前（厚別中央 2 条 5 丁目）（「位置図」のうち⑫）

- (1) W600 mm×H600 mmの地図表記のシートを製作すること。
- (2) W600 mm×H300 mmの建物表記のシートを製作すること。
- (3) シートは耐用年数 5 年以上を満たす材料及び方法で地図サインをカラー印刷すること。

13 厚別区役所前（厚別中央 2 条 5 丁目）（「位置図」のうち⑬）

- (1) 表示面サイズ：W1575 mm×H1700 mmの案内板（左面）を製造し、W1400 mm×H1400 mmの地図サインをカラー印刷すること。
- (2) 表示面サイズ：W600 mm×H1700 mmの案内板（右面）を製造し、W600 mm×H1400 mmの誘導サインをカラー印刷すること。
- (3) 案内板は耐用年数 5 年以上を満たす基材とすること。
- (4) 地図サイン及び誘導サインは耐用年数 5 年以上を満たす基材及び方法で印刷すること。
- (5) 誘導サインの施設名は委託者が指定する。